

第23号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和8年2月17日提出

芦屋市長 高島 峻輔

提案理由

市立保育所及び市立認定こども園において実施する乳児等通園支援事業の利用料を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) <p>第1条 この条例は、特定教育・保育施設<u>及び</u>特定地域型保育事業<u>及び</u>乳児等通園支援事業の利用に関し教育・保育給付認定保護者若しくは扶養義務者若しくは地域子ども・子育て支援事業を利用する者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）<u>又は</u>乳児等支援給付認定保護者が負担すべき保育料、預かり保育料、延長保育料、<u>病児保育料及び</u>乳児等通園支援利用料（以下「保育料等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>	(趣旨) <p>第1条 この条例は、特定教育・保育施設<u>及び</u>特定地域型保育事業の利用に関し教育・保育給付認定保護者若しくは扶養義務者<u>又は</u>地域子ども・子育て支援事業を利用する者（以下「教育・保育給付認定保護者等」という。）が負担すべき保育料、預かり保育料、延長保育料<u>及び</u>病児保育料（以下「保育料等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。</p>
(定義) <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ</p>	(定義) <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ</p>

改正後	改正前
それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略)	それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略)
(5) <u>乳児等通園支援利用料 市立保育所（芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第21号）第2条第2項に定める保育所をいう。）及び市立認定こども園において実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業の利用に係る利用者負担額をいう。</u>	
2 (略) (病児保育料)	2 (略) (病児保育料)
第5条の2 (略) <u>(乳児等通園支援利用料)</u>	第5条の2 (略)
第5条の3 <u>乳児等通園支援利用料は、別表第2に定めるとおりとする。</u>	
2 <u>市長は、乳児等通園支援事業を利用した乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から前項に定める乳児等通園支援利用料を徴収するものとする。</u>	
3 <u>前項の乳児等通園支援利用料の納期は、乳児等通園支援事業を利用した日の属する月の翌月末日までとする。</u>	
(保育料等の決定等)	
第6条 市長は、保育料等を決定したとき、又は変更したときは、その旨を教育・保育給付認定保護者等又は乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。	第6条 市長は、保育料等を決定したとき、又は変更したときは、その旨を教育・保育給付認定保護者等に通知するものとする。
(保育料及び乳児等通園支援利用料の減免)	(保育料の減免)

改正後	改正前
<p>第7条 (略)</p> <p>2 <u>市長は、乳児等支援給付認定保護者が経済的事情その他特別の理由により乳児等通園支援利用料を納付することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>満3歳未満保育認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。別表第2において同じ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障がい者又は障がい児と生計を一にする世帯</u> 次に掲げる者が属する世帯をいう。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 この表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する子どもが満3歳未満保育認定子どものみである場合又は生計を一にする世帯において教育・保育給付認定子ども若しくは次の各号のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>満3歳未満保育認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。別表第2において同じ。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者又は障害児と生計を一にする世帯</u> 次に掲げる者が属する世帯をいう。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 この表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する子どもが満3歳未満保育認定子どものみである場合又は生計を一にする世帯において教育・保育給付認定子ども若しくは次の各号のいずれかに該当する者がいる場合の保育料は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において</p>

改正後	改正前
<p>て「第1子」という。) を除く最年長のもの（以下この項において「第2子」という。）が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては同表に規定する保育料の5割の額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の者（第1子及び第2子以外の者をいう。）が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては零とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は<u>同条第4項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>別表第2（第4条—<u>第5条の3</u>関係）</p> <p>1 預かり保育料～3 病児保育料 (略)</p> <p><u>4 乳児等通園支援利用料</u></p>	<p>て「第1子」という。) を除く最年長のもの（以下この項において「第2子」という。）が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては同表に規定する保育料の5割の額（10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、第3子以降の者（第1子及び第2子以外の者をいう。）が満3歳未満保育認定子どもである場合にあっては零とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、<u>同条第3項</u>に規定する医療型児童発達支援又は<u>同条第5項</u>に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>8～10 (略)</p> <p>別表第2（第4条—<u>第5条の2</u>関係）</p> <p>1 預かり保育料～3 病児保育料 (略)</p>
利用料	最初の1時間までは300円。以降30分までごとに150円を加算する。
備考 (略)	備考 (略)

(芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和39年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保育料等の納付）</p> <p>第6条 子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者<u>又は同法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者</u>は、保育所の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料、<u>同項第3号に規定する延長保育料又は同項第5号に規定する乳児等通園支援利用料</u>を納付しなければならない。</p> <p>（保育実施の解除）</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>乳児等支援給付認定保護者が子ども・子育て支援法第30条の18の規定により乳児等支援給付認定を取り消されたとき。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>（保育料及び延長保育料の納付）</p> <p>第6条 子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者は、保育所の利用に関し芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料<u>及び同項第3号に規定する延長保育料</u>を納付しなければならない。</p> <p>（保育実施の解除）</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

（芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成30年芦屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保育料等）</p> <p>第5条 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者<u>地域子ども・子育て支援事業を利用する者又は法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者</u>は、認定こども園の利用に関し、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料、同項第2号に規定する預かり保育料、同項第3号に規定する延長保育料<u>同項第4号に規定する病児保育料又は同項第5号に規定する乳児等通園支援利用料</u>を納付しなければならない。</p>	<p>（保育料等）</p> <p>第5条 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者又は<u>地域子ども・子育て支援事業を利用する者は、認定こども園の利用に関し、芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）第2条第1項第1号に規定する保育料、同項第2号に規定する預かり保育料、同項第3号に規定する延長保育料又は同項第4号に規定する病児保育料を納付しなければならない。</u></p>
<p>（教育及び保育実施の解除）</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育及び保育の実施を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>乳児等支援給付認定保護者が法第30条の18の規定により乳児等支援給付認定を取り消されたとき。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>（教育及び保育実施の解除）</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、教育及び保育の実施を解除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

参 照 1

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

市立保育所及び市立認定こども園において実施する乳児等通園支援事業の利用料を定める等のため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 市立保育所及び市立認定こども園において実施する乳児等通園支援事業を利用した乳児等支援給付認定保護者が負担すべき乳児等通園支援利用料を300円（最初の1時間。以降30分までごとに150円を加算する。）とするほか、納期を利用した月の翌月末日までとする。

（第1条、第2条、第5条の3及び別表第2）

イ 乳児等通園支援利用料について減免の規定を設ける。（第7条）

【参考】規則で定める内容（案）

減免基準	減免額	保護者負担額 (最初の1時間)
(ア) 生活保護世帯	利用料の100%の額	0円 [負担なし]
(イ) (ア)を除き、市町村民税の非課税世帯	利用料の80%の額	60円 [以降30分までごとに30円を加算]
(ウ) (ア)及び(イ)を除き、市町村民税の課税世帯であって、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である世帯	利用料の70%の額	90円 [以降30分までごとに45円を加算]

ウ その他規定の整理

- (2) 芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係）
- ア 乳児等支援給付認定保護者は、乳児等通園支援利用料を納付しなければならない。（第6条）
- イ 乳児等支援給付認定を取り消されたときは、保育実施を解除する。（第7条）

- (3) 芦屋市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正
(第3条関係)

- ア (2)アと同じ。（第5条）
- イ (2)イと同じ。（第6条）

3 施行期日

令和8年4月1日

子ども・子育て支援法抜粋（_____部分は、令和8年4月1日施行）

（市町村の認定等）

第30条の15 支給対象小学校就学前子どもの保護者は、乳児等のための支援給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その支給対象小学校就学前子どもごとに、乳児等のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

（第2項省略）

3 市町村は、乳児等支援給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、当該乳児等支援給付認定に係る保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）に氏名その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「乳児等支援支給認定証」という。）を交付するものとする。

（乳児等支援給付認定の取消し）

第30条の18 乳児等支援給付認定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該乳児等支援給付認定を取り消すことができる。

- (1) 乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
- (2) 乳児等支援給付認定保護者が当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
- (3) 乳児等支援給付認定保護者が前条第1項の規定に違反したとき。
- (4) その他政令で定めるとき。

（第2項省略）